

日の出町森林整備計画（案）の縦覧について

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により、日の出町森林整備計画をたてたいので、同法第10条の5第7項において準用する第6条第1項の規定により日の出町森林整備計画の（案）の縦覧を行います。

1 縦覧期間

令和8年5月1日（金）～令和8年5月31日（日）までの間

2 縦覧場所

日の出町平井2780番地

日の出町役場産業観光課

日の出町公式ホームページ

3 意見の提出方法

町長あてに、意見の内容とその理由を記載し、書面（別紙参考様式等）により、下記まで提出してください。なお、寄せられた意見の内容について問い合わせさせていただくこともありますので、住所、氏名、電話番号を記載してください。

4 意見の提出先

縦覧場所へ直接持参するか、または次のいずれかの方法により、日の出町産業観光課農林振興係まで提出してください。ただし、令和8年5月29日（金）午後5時00分（※閉庁時間）必着とさせていただきます。

(1) 郵便

〒190-0192

東京都西多摩郡日の出町平井2780番地

日の出町産業観光課

(2) ファクシミリ

042-597-4369

(3) 電子メール

sangyou@town.hinode.tokyo.jp

5 その他

(1) 意見の提出は、任意の様式に日本語でお願いします。

(2) 寄せられた意見については、日の出町森林整備計画を公表する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公表させていただきます。

(参考書式)

令和 年 月 日

日の出町長 あて

申し出者

住所

氏名

電話

日の出町森林整備計画の案の内容について意見があるので、その理由を付して申し出ます。

意見の内容及びその理由

